

## 屋外広告物の安全点検義務Q & A

質問	回答
<b>○点検の実施時期について</b>	
屋外広告を新たに設置する時にも安全点検を行う必要があるか。	建築基準法に基づく完了検査を受ける屋外広告物は、新設時の安全点検を不要にしていますが、これ以外の場合は安全点検が必要になります。この場合は指針様式第1号の結果記録票により実施してください。 (指針P2 第2(2))
<b>○安全点検結果記録票について</b>	
安全点検の対象となる屋外広告物は、全て点検結果記録票を提出しなくては行けないか。	許可を要する屋外広告物については、許可更新申請の際点検結果記録票の添付が必要です。 許可が不要な屋外広告物は、点検実施後結果記録票を作成し、設置者等が2年間保管してください。 (指針P4 第3(3))
屋外広告物安全点検指針の様式第3号はどのような場合使用するのか	依頼者・点検者が同じ者であって、複数の屋外広告物の点検を行う場合に、一括して記録・署名ができるようにしたものですので、こうした場合に使用してください。
屋外広告物安全点検結果記録票には押印が必要か。	押印は省略できます。署名や記名(印刷)、ゴム印等でもかまいません。 (指針様式第1号裏【作成等要領】2)
屋外広告物安全点検結果記録票には、依頼者を必ず記載しないといけないか。設置者等が自ら点検してはいけないのか。	必ず記載する必要はありません。依頼者欄は、安全点検を依頼して実施した場合に記載してください。
<b>○点検資格等について</b>	
資格者が安全点検をしなければならない場合に、資格者が所属する会社は、屋外広告業の登録が必要になるか。	安全点検を行う資格者が所属する会社に屋外広告業の登録は必要ありません。
会社等が自社の広告物を安全点検する場合は、社員等が点検してよいか。また、必ず業者に委託して実施しなければいけないか。	自社の社員による安全点検で構いませんが、資格者による点検が必要な屋外広告物については、資格者による点検が必要です。
県外に本社がある会社が県内に設置した屋外広告物の安全点検を行う場合は、点検業務を県外の業者に委託してもよいか。	安全点検を行う業者は、県内の業者である必要はありません。
既に1級建築士等の資格を有しているが、安全点検の実施にあたり点検技能講習等を受講する必要はあるか。	条例に規定する安全点検の資格者は、講習を受講する必要はありません。 資格者による安全点検が必要な広告物の点検を所有者等から依頼された場合は「屋外広告物点検基準」(一般社団法人日本屋外広告業団体連合会等作成)に定める「標準点検」を行うことを基本とし、広告物の状態に応じて「詳細点検」を実施するなど、安全性の判断を適切に行ってください。